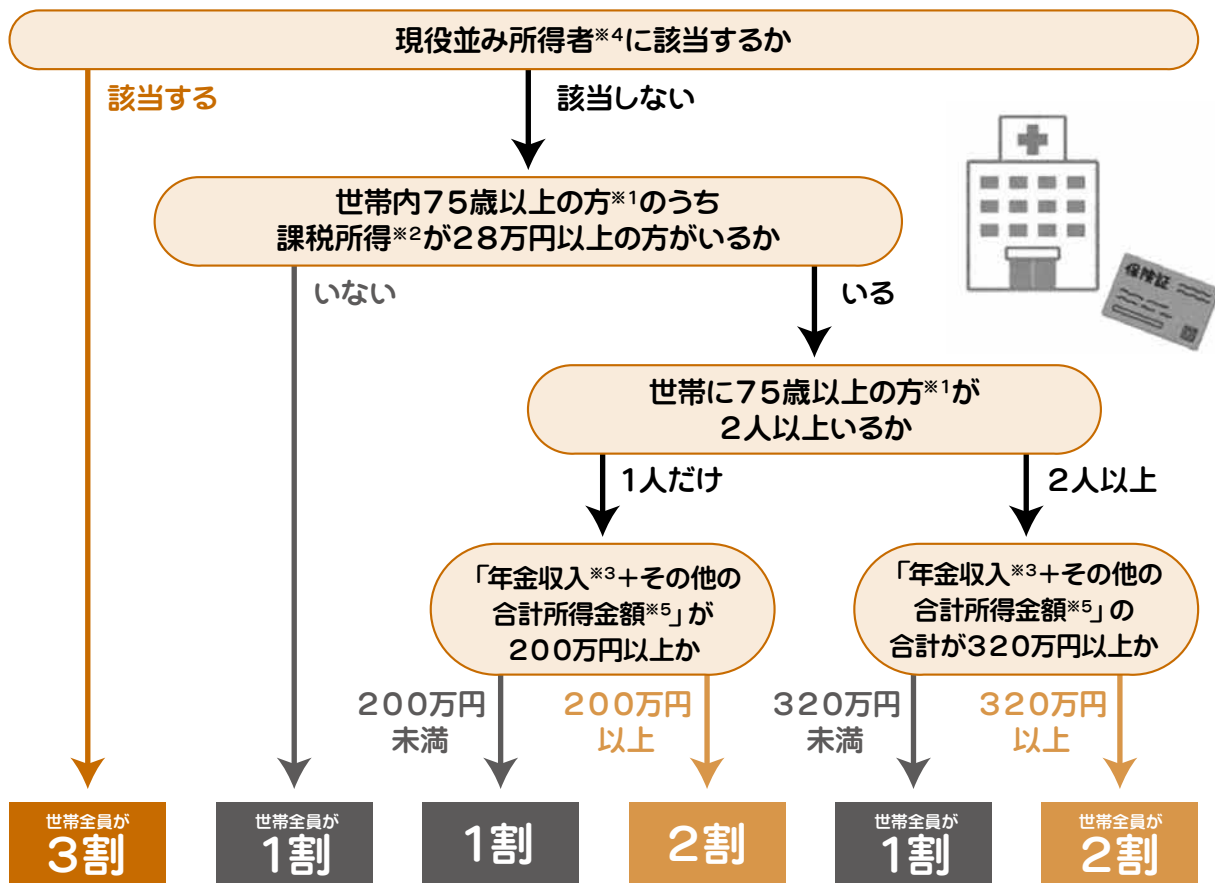


# 後期高齢者医療制度のお知らせ

○10月から一定以上の所得のある方の医療費の窓口負担割合が変わります

**窓口負担割合2割の対象となるかどうかは主に以下の流れで判定します**

- 世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方<sup>※1</sup>の課税所得<sup>※2</sup>や年金収入<sup>※3</sup>をもとに、世帯単位で判定します。(2021年中の所得をもとに、判定されます。)



- ※1 後期高齢者医療の被保険者とは75歳以上の方(65~74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む)
- ※2 「課税所得」とは住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額)です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。
- ※5 「その他の合計所得金額」とは事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことで。

NISSAN

クロスオーバーEV

**日産アリア**

栃木工場生産

NISSAN **栃木日産 上三川店** TEL 0285-56-7723

相続対策【遺言・遺産承継】 認知症対策【後見・家族信託】  
無料・出張相談にも応じます。

**司法書士**  
**ゆい総合法務事務所**

河内郡上三川町しらさぎ1-25-7 TEL:0285-37-9742 [上三川 司法書士](#)

## 〇令和4年度は後期高齢者医療被保険者証が2回送付されます

令和4年10月1日から施行される窓口負担割合の見直しに伴い、令和4年度は、**被保険者全員**を対象に、新しい被保険者証が7月と9月の2回送付されます。

	有効期限	負担割合	被保険者証の色
1回目 (7月発送済)	令和4年9月30日	1割または3割	黄色
2回目 (9月中旬以降発送)	令和5年7月31日	1割・2割・3割	藤色

9月中旬に10月1日から使用する藤色の被保険者証を送付します。

『限度額適用認定証』『限度額適用・標準負担額減額認定証』は、再度同封されませんので、7月に送付したものをお使いください。

- ▶お問い合わせ先＝住民課 国保年金係 ☎669134  
 後期高齢者窓口負担割合コールセンター ☎0120(002)719  
 後期高齢者医療広域連合 ☎028(627)6805

## 国民年金(老齢基礎年金)を受け取るためには

60歳までに、原則として国民年金保険料(厚生年金・共済年金を含む)を10年(120月)以上納め、65歳の誕生日を迎えた方が手続きできます。

60歳から64歳の方でも年金を受け取ることはできますが、年齢に応じて支給される金額が減額されます。また、66歳から70歳の間で年金を受け取る場合は、年齢に応じて金額が増額されます。

### 手続きに必要なもの

- ・年金手帳 ・受取先金融機関の通帳
- ・戸籍謄本 ・マイナンバーの分かるもの など

※ご本人が加入していた年金の内容と配偶者の方が加入していた年金の種類により、本人及び配偶者の所得証明等が必要になる場合があります。事前に役場または年金事務所にお問い合わせください。

※第3号被保険者や厚生年金・共済年金に加入している方または、加入していた方は、役場では申請を受付けできません。年金事務所での手続きになります。

- ▶問い合わせ先＝住民課 国保年金係 ☎669134  
 宇都宮西年金事務所(お客様相談室) ☎028(622)4281

ビジネスシーンや法事・慶事・自治会の集会などに...

**ご指定のお時間・場所に配達します!**

条件がございます。詳しくはホームページにて!



仕出し割烹・手打ちそば

日時やご予算など  
お気軽にご相談ください

# 利美

栃木県河内郡上三川町上三川 4665-2

TEL/FAX : 0285-56-7336

<https://toshimi-kappo.com/>



新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、施設の臨時休館または、イベントの中止や内容を変更することがありますのでご理解願います。